

佐賀県告示第134号

佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例（昭和43年佐賀県条例第8号）第2条第2項に規定する佐賀県東部工業用水道の給水区域は、次のとおりとする。

なお、佐賀県東部工業用水道の給水区域（平成25年佐賀県告示第339号）は廃止する。

令和4年6月3日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次に掲げる市町の区域のうち別紙図面に表示する区域

佐賀市

鳥栖市

神埼市

神埼郡吉野ヶ里町

三養基郡基山町、上峰町及びみやき町

